摂津市議会

建設常任委員会記録

平成25年12月5日

摂 津 市 議 会

目 次

建設常任委員会 12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局
職員、審査案件1
開会の宣告
市長あいさつ
委員会記録署名委員の指名2
議案第60号所管分の審査2
補足説明(土木下水道部長、都市整備部長)
質疑(藤浦雅彦委員、上村高義委員)
議案第71号、議案第72号、議案第80号の審査
質疑(藤浦雅彦委員、上村高義委員、弘豊委員)
議案第63号の審査16
質疑(藤浦雅彦委員、上村高義委員)
議案第91号の審査
補足説明(水道部長)
質疑(藤浦雅彦委員、弘豊委員)
議案第61号の審査20
採決20
現会の宣告

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年12月5日(木)午前 9時59分 開会 午前11時51分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

 委員長
 木村勝彦
 副委員長
 弘
 豊
 委員
 上村高義

 委員
 藤浦雅彦
 委員
 野原
 修

1. 欠席委員 なし

1. 説明のため出席した者

市長森山一正

都市整備部長 吉田和生 同部次長兼都市計画課長 土井正治 都市計画課参事 嘉戸善胤 同課参事 品川明輝

土木下水道部長 藤井義己 同部次長 山口 繁

同部参事兼下水道業務課長 石川裕司

道路交通課長 永田 享 下水道事業課長 樫本宏充

道路交通課長代理 押部吾一

水道部長 渡辺勝彦 同部次長兼総務課長 豊田拓夫

同部参事兼浄水課長 池上敦美 営業課長 小明哲也 工務課長 末永利彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局主査 田村信也

1. 審查案件(審查順)

議案第60号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分

議案第71号 指定管理者指定の件(摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか6施設)

議案第72号 指定管理者指定の件(摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか2施設)

議案第80号 指定管理者指定の件(摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市 立フォルテ摂津自転車駐車場)

議案第63号 平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第91号 摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を 改正する条例制定の件

議案第61号 平成25年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)

(午前9時59分 開会)

○木村勝彦委員長 ただいまから建設常 任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。 森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、建設常任委員会、ご苦労さまでございます。本日は、 昨日の本会議で本委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○木村勝彦委員長 挨拶が終わりました。 本日の委員会記録署名委員は野原委員 を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に 配付しております案のとおり行うことに 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 異議なしと認め、そ のように決定をしました。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩) (午前10時1分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。議案第60号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 おはようござい ます。

それでは、議案第60号、平成25年 度摂津市一般会計補正予算第5号のうち、 土木下水道部に係ります部分につきまし て、目を追って補足説明をさせていただ きます。

歳出でございます。

28ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目3、 し尿処理費、節19、負担金、補助及び 交付金は、正雀終末処理施設整備負担金で、1億9,296万7,000円の増額をいたしております。これは、正雀下水処理場の整備に係る吹田市への負担金で、吹田市の起債償還に対して負担しているものでございますが、正雀下水処理場の機能停止に伴い、繰上償還するものでございます。

32ページをお開き願います。

款7、土木費、項1、土木管理費、目 1、土木総務費、節28、繰出金は、公 共下水道事業特別会計繰出金で、2億4, 535万3,000円の増額をいたして おります。これは主に大阪府市町村施設 整備資金貸付金の繰上償還に伴う元金償 還金の増額によるものでございます。

以上、平成25年度摂津市一般会計補 正予算第5号のうち、土木下水道部の内 容に関する補足説明とさせていただきま す。

○木村勝彦委員長 吉田都市整備部長。 ○吉田都市整備部長 おはようございま す。

それでは、議案第60号、平成25年 度一般会計補正予算第5号のうち、都市 整備部にかかわります内容につきまして、 目を追って、主なものについて補足説明 をさせていただきます。

まず、今回の補正予算にかかわります JR千里丘駅西口エレベーター設置事業 の概要について、先にご説明申し上げま す。

JR千里丘駅西口エレベーター設置事業につきましては、JR西日本が事業主体となり、国庫補助制度を活用し、事業負担割合を国3分の1、市3分の1、JR西日本が6分の1、そして、鉄道運輸機構が6分の1の負担スキームで事業を進めているところでございます。

今回の補正予算は、昨年度、平成25

年第1回定例会におきましてご可決をいただきました内容と同様、国の補助金執行上の理由から、来年度執行予定のエレベーター本体工事に係る費用の前倒しを行うことにより、支障移転工事が終わり次第、速やかにエレベーター本体工事の早期着手を図ることが可能となりますことから、今回、本事業にかかわります歳入、歳出をあわせて補正予算をお願いするものでございます。

それでは、まず、歳入でございますけども、予算書の16ページをお開き願います。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、 雑入、節1、雑収入では、鉄道運輸機構 からの負担金でございます。鉄道運輸機 構負担金は、千里丘地域の南北分断解消 に資する協力及び支援といたしまして、 鉄道運輸機構が負担する負担金でござい ます。この負担金は、市が一時預かり金 として一旦、預かった上で、JR西日本 へ負担金として支出するものでございま す。

次に歳出でございますが、予算書の3 4ページをお開き願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目 1、都市計画総務費、節19、負担金、 補助及び交付金は、JR千里丘駅エレベー ター設置負担金、及び、JR千里丘駅エ レベーター設置補助金でございます。エ レベーター本体工事に係る費用の前倒し に伴いまして、鉄道運輸機構からの一時 預かり金による負担金、及び、本市負担 分の補助金を合わせて増額するものでご ざいます。

続きまして、6ページをごらんください。

繰越明許費に関しましては、先ほどご 説明申し上げましたとおり、エレベーター 本体工事は、来年度の予定工事であるた め、年度をまたいだ工事となりますことから、今回の補正増額分についての明許繰越をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、本年10月11日の建設常任委員協議会においてご報告いたしましたスケジュールは、エレベーター本体の早期工事着手が可能となりますことから、JR西日本から、工事完成時期は平成26年12月ごろの予定が、秋ごろになる見込みと聞いております。

以上、平成25年度一般会計補正予算 のうち、都市整備部に係る部分につきま して補足説明とさせていただきます。

○木村勝彦委員長 説明が終わり、質疑 に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、質問をさせていただきたいと思います。

まず、28ページの正雀終末処理施設整備負担金の繰上償還のことでございます。吹田市正雀下水処理場機能停止に伴う基本協定のときに、この分は差し引きゼロにしてもらえるというふうに記憶をしていたんですけど、繰り上げて償還する分について、過去の経緯から、これで払うという形で払うということになっていますので、整理をして、協定書のときの協議と、今回、これを払うようになっていますので、その説明を最初にお願いしたいと思います。

それから、もう一点、34ページ、先ほどJR千里丘駅エレベーター設置負担金、及び、JR千里丘駅エレベーター設置補助金のお話がありました。説明会がこの間ありましたので、いよいよ工事に入るということでございますので、それは本当によかったということで、しかも、12月の完成が秋ごろに早まるということでございますので、大変、それはよかったと思うんですけども、先ほど、それぞ

れ費用負担割合を説明いただきました。 そうすると、摂津市の本体工事も含めた 全体の負担額は幾らになるのか。それと、 それぞれJR西日本と鉄道運輸機構の負 担額はどれくらいになるのかということ を確認しておきたいと思います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 藤浦委員の1 点目の正雀下水処理場の繰上償還につい て、過去の経緯はどうだったのかという ご質問でございますが、確かに、吹田市 との協議の当初の段階では、正雀下水処 理場の機能停止に伴いまして、本市のほ うでは新たなし尿等の処理を行う、これ に係る経費が以前より多額になってくる ということから、吹田市とは、整備負担 金は何とかなりませんかという話をして まいりました。その協議の中で、吹田市 が今後の本市の処理費の増加分を負担す るということで協議が整いました。処理 費の増加分を吹田市が負担されるという ことは、今までどおり正雀下水処理場で 処理をしていただいていることと同等と みなされるということから、そうであれ ば、整備負担金は本市も負担していきま しょうということで協議が整っておりま す。処理費の差額分については吹田市が 負担されたと。これによって、うちは今 までどおり、負担金を支払っていきます と。ただし、今回、処理場の機能が停止 になりますので、処理場はもうないわけ ですから、これについて、整備負担金を 払っていくというのはおかしいんではな いかというようなことから、繰上償還を お願いしてきたということで、これにつ いても吹田市との調整が整い、今年度中 にこの繰上償還をさせていただくという ことになったものでございます。

○木村勝彦委員長 土井都市整備部次長。

○土井都市整備部次長 それでは、エレ

ベーターの負担金、事業費についてお答 えさせていただきます。

現在、エレベーターだけの整備費としまして、1億8,000万円と見込んでおります。先ほど申しましたように、3分の1が国費ですので、6,000万円が国費です。6,000万円が市負担、JR西日本が3,000万円、鉄道運輸機構が3,000万円という負担で事業を考えております。まだ、工事は始まっておりませんので、現在のエレベーター本体に係ります見込み額としての事業費とご理解いただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 正雀終末処理施設整備 負担金のお話でございますが、確かに、 協定書では新たに発生する費用として約 2億円を吹田市から摂津市へ支払うとい うことになっていまして、その負担金の 件については触れられていないので、記 憶によるところになるわけですが、では、 先ほどの答弁どおり支払うということは、 もうこれで終わりという形で、もうあと には発生しないという考え方でいいのか どうかということと、それから、先ほど、 処理費の増加分を吹田市からもらうとい うようなことでした。これはもういただ いたんでしたか。それとも、停止をした ので、今後、補正等でまたもらうという ことになっていたのか確認だけさせてい ただきたいと思います。

それから、話が広がってしまいますが、 正雀下水処理場も停止して、クリーンセンターも停止しまして、いよいよこれから解体工事等に入っていくと思うんですけど、その解体等のスケジュール等が決まっているようでしたら、この際、聞かせていただきたいのと、あと、吹田市の正雀下水処理場が、今後、一部調整地として残して、その他の部分を恐らく解体 していくということになると思うんですけども、その辺のことも情報として何かつかんでおられるようであれば、この際、できれば教えていただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

〇石川土木下水道部参事 まず、1点目の、これで吹田市に対する負担というのはなくなるのかというご質問でございますが、これについては整備負担金を繰上償還することによって、吹田市への負担というのはなくなります。

2点目で、2億円の件でございますけども、これは当初から予算に計上しておりまして、10月に吹田市のほうから納付されております。

3点目のクリーンセンターの解体工事でございますけども、今現在、土壌調査を行っておりまして、この結果を踏まえて、今後の工程を検討していくわけなんですけども、解体工事には数か月を要するということなので、工程的には厳しくなっているのが実状でございます。ただ、土壌調査後に、解体工事を始めたいと思っておりますので、その調査が終わり次第、また、改めてご報告をさせていただければと思います。

それから、3点目の調整地でございますけども、協定では10年以内ということを決めております。できるだけ早く撤去していただきたいんですけども、今のところ10年以内という協定以上のことは何も決まっておりません。処理場の撤去工事につきましては、平成26年度から始まると聞いております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 わかりました。クリーンセンターの解体等につきましては、とにかく近隣の方にしっかりと周知していただいて、しっかり説明していただいてやっていただきたいということ要望して

おきたいと思います。

それから、吹田市のほうもこれから道路拡幅工事とか、新しい道路の設置工事とか、当然、処理場の一部解体工事などもやっていくと思うので、それも情報をしっかりつかんでおいていただいて、吹田市の地元に対する説明責任をきちっと果たすように、これは間接的になるかもわかりませんけど、市のほうで対応をお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。 上村委員。

○上村高義委員 そうしたら、私のほう から、今の藤浦委員の質疑も参考にしな がらお尋ねいたしますけども、JR千里 丘駅西口エレベーター設置事業につきま しては、今の話では、平成26年12月 の予定が秋頃に早まったと。非常にいい ことなので、これは近隣の人にも十分、 説明しながら進めていただきたいという ことと、あと、クリーンセンターの問題 で、まず、土壌調査をして、これから解 体工事に入っていくということで、近隣 への説明ということもありましたけども、 ぜひとも、これは議会のほうにも報告を いただいて、そして、計画等についても、 報告をいただきたいということを要望さ せていただきます。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時16分 休憩) (午前10時19分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。

議案第71号、議案第72号、及び議 案第80号の審査を行います。

本3件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず、議案第71号の 指定管理者指定の件ですが、指定管理者 選定の結果報告を見ていますと、アマノ マネジメントサービス株式会社いうとこ ろになっていますが、ここはホームペー ジで見ますと、駐車場の管理運営をやっ ている会社ということでして、機械の管 理をやっているという会社になると思う んですけども、資料を見てみますと、他 の団体との差は、特に2番の「施設の効 用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が 図られること」の項目で差がついている ように思うんです。ほかの項目はそんな に差があるわけではないと思うんですけ ども、この項目で、他のところを引き離 しているような感じがいたしますが、そ の辺も含めまして、どういう管理方式を 採用しようとしているのかということで、 自転車駐車場はもともと機械を入れてい るところもありますが、どんなふうに提 案されていたのか概略をお示しいただけ ないでしょうか。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。 ○永田道路交通課長 それでは、管理方 式について答弁させていただきます。

議案第71号は、モノレール駅前の自 動車駐車場と自転車駐車場でございます。

まず、摂津市立摂津駅前自動車駐車場、 ここにつきましては、今現在、5台の駐 車スペースがありますが、ここについて の利用方法を今、検討しているところで ございます。

それから、摂津市立南摂津駅前第1自動車駐車場につきましては、今現在、有人管理をしておりまして、その時間については午前6時半から午後10時半までの供用時間となっているんですが、機械式として24時間の供用を目指すように今、提案を受けて、協議しております。

それから、摂津市立南摂津駅前第2自

動車駐車場、ここにつきましては、現行のままです。

それから、摂津市立摂津駅前自転車駐車場、ここにつきましては、機械式として、提案を受けて、24時間の供用を検討しております。

それから、摂津市立南摂津駅前第1自 転車駐車場につきましては、定期更新機 の設置、摂津市立南摂津駅前第2自転車 駐車場についても、定期更新機の設置を 検討しております。

最後に摂津市立南摂津駅前第3自転車 駐車場は現行のままと考えております。 〇木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 多くが機械化することによって、人件費が削減されるという計画なんだろうというふうに思います。想像したとおりですけど、問題は4番目のその他、「地元雇用機会拡大」という部分で、昨日の本会議でも答弁がありましたけども、予測では雇用が少し減るという話でしたけど、今回の提案の中では、雇用の部分については、どのように変わっていくのか。これは議案第71号、議案第72号について、その辺のことを把握してご答弁いただけますか。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。 ○永田道路交通課長 ただいまの藤浦委 員の質問に答弁させていただきます。

議案第72号につきましては、雇用の 状況につきまして、シルバー人材センター から3名の雇用を受けております。また、 議案第71号につきましては、地元雇用 として11名の雇用を受けておるところ でございます。平成26年度は、現在、 提案をまだ受けているところで、最終的 にはこれからの打ち合わせ協議になって きますが、見込みとしては、議案第72 号については4名、議案第71号につい ては6名という形で提案を受けております。ただ、これからその辺の詳細については詰めていく予定をしております。

- ○木村勝彦委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 確認しますが、議案第72号については、現在、シルバー人材センターの雇用が3名になっていて、見込みでは4名になるということですか。それから、議案第71号の関連の施設を6名になるというふうに考えたらいいうころに考えたらいいうこうに変すので、経費が削減されているというにように、これはこれから協議する分もあると思いますので、そのでは強さいといきをお願いしておきたいと思います。
- ○木村勝彦委員長 上村委員。
- ○上村高義委員 私のほうから、3つの 議案第71号、72号、80号に共通し てというか、一括して質問させていただ きますけども、まず、議案第80号で、 これは公募じゃなくて非公募ということ になりましたけども、その非公募の理由 が、D、「高い専門性や特殊なノウハウ が必要で、他に適切な担い手が存在しな い場合」、それと、「市の政策的判断に 基づく場合」のGという2つの理由があっ たということで書かれておりますけども、 そのことでどういう形で非公募にされた のか、そのことの説明をお願いします。

それと、議案第71号で、アマノマネジメントサービスに今回、お願いするということで、提案されておりますけども、さっき、藤浦委員が言ったように、「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」という点数が、トータル500点の内、250点あって、実

際、アマノマネジメントサービスが21 7点を取っています。評価されていると いうことでございますけども、217点 取っているということは、委員が5人で すので、平均すると委員一人が43.4 点ということになります。この5人の中 で最大点、最高点というのがわかるよう であれば、どういうバランスで委員が評 価されたのかなという点と、それと、4 番目にその他、「地元雇用機会拡大」と いう評価項目があるんですけども、これ はアマノマネジメントサービスもA団体 も同じ43点で、地元の雇用拡大の評価 は同じであったという観点からすると、 アマノマネジメントサービスも地元雇用 拡大を図ってくれるということではない かなと思っていますし、議案第72号に つきましては、地元雇用拡大ということ では、これは40点が配点されておるん ですけども、アマノマネジメントサービ スが36点、A団体が24点ということ で、地元雇用拡大についてはアマノマネ ジメントサービスのほうが評価が高いと いうことで点数化されておりますけども、 そういった総合的に評価して、アマノマ ネジメントサービスになったと思うんで すけども、数字ではこういう形で出てい るので、我々は数字で判断するんですけ ども、実際、具体的にプレゼンテーショ ンを受ける中で、特筆すべきことがある ようであれば一度、聞かせていただきた い。特に、管理経費の縮減、それと、地 元雇用の拡大、2番と4番の選定基準に 対して特筆すべきことがあったのではな いかなと思いますので、そこら辺を一度、 説明いただきたいと思います。

- ○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。
- ○永田道路交通課長 ただいまの上村委員のご質問で、まず1点目が、非公募の理由であったかと思います。それと、2

点目が採点の内容についてであったかと 思います。

まず、1点目の非公募の理由について なんですが、フォルテ摂津の駐車場とい うのは、駐車場の構造が地下2階構造に なっておりまして、地下1階には自転車 駐車場、それと地下1階、2階には自動 車駐車場が設置されております。施設の 構造は摂津市が所管する地下1階、2階 にある自動車、自転車駐車場の部分と、 それと、千里丘駅前第1種市街地開発事 業によって整備された施設の建築物であ るフォルテ摂津の地下駐車場部分が一体 構造となっております。現在、摂津都市 開発株式会社によって、ビルの管理を、 一括管理として防災面も行っておるんで すが、公募によって民間の管理になった 場合には、フォルテ摂津自動車駐車場及 び自転車駐車場の火災だとか、あるいは、 セキュリティ面等も含めて、やはりビル 管理と一体で管理しているという利点が ありますので、摂津都市開発株式会社の ほうへ、非公募として、特命で業務委託 契約を行う予定であります。

それから、アマノマネジメントサービスに選定された際の点数の内容についてなんですが、まず、2番目の「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」、この点については、まず、採点項目がコストや、施設の効用を高める取り組みや、サービスの提供等の項目がありまして、その中でも、やはりコスト面が一番評価が高かったという内容であります。あと、サービスの提供などについても、他社と同等以上の内容があったので、点数の開きが出たと考えております。

それと、4番目の「地元雇用機会拡大」 に関してなんですけども、やはり提案書 の中には、市内在住の雇用者を積極的に 採用する旨も書かれておりましたので、 点数が一番、高かったというふうに考え ております。

それと、各選定委員の最小点数、最大 点数については、現在、資料を持ち合わ せておりませんので、申しわけございま せんが、答弁を控えさせていただきたい と考えております。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 非公募、公募については、フォルテ摂津の駐車場につきましては、そういうことで非公募にされたということで、ビルの一体管理の都合上というか、そっちのほうがよりセキュリティ面も含めて、コストも含めて非公募にすべきだったという説明で理解させていただきました。

それと、今回、アマノマネジメントサービスということで提案されておりますけども、一番点数が高くて決め手になったのがやっぱり2番の経費削減という点であります。217点で、次点のB団体で166点ということでございます。ということは、来年度予算編成時においても、平成25年度から平成26年度に変わるときに予算が削減できるということも言えると思うんですけども、そういうことなのかということをまず、お答えいただきたい。

あと、先日の本会議でも、指定管理による地元雇用の確保ということでは、今のこの評定を見る限りでは、現状と比較するとそんなに変わらないと。今の雇用が確保できるような評定になっていますので、そのことは担保されているのかなというふうに認識していますけども、今の説明でもそういうことかなと思っては特に、アマノマネジメントサービスのほうが評点が高いんです。だから、40点満

点のうち、アマノマネジメントサービスが36点、それで、2番目のA団体が24点ということでございますので、アマノマネジメントサービスのほうが地元雇用の拡大が図られるという評価をされたということでここに出ておりますけども、それはこの3者の中では一番、地元雇用拡大が図れるという理解でいいんでしょうか。その点をもう一度、お聞かせ願います。

来年度予算の件と、この雇用の拡大の 質問について、お答えいただきたいと思 います。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。 ○永田道路交通課長 まず、1点目の平成26年度の経費はどうなるかという点についてでございますが、今現在、アの提案の管理料については、平成25年度当初予算よりも低い金額の提示ではあるお話というが、今後、施設の詳細なっては、機械の投資がふえる、あるいは、的には、その辺も出てきますので、最終的には、増減が多少、出てこようかと思すけども、今の見込みでは、平成25年度よりも平成26年度は低くなろうかという見込みをしております。

それから、アマノマネジメントサービスの地元雇用の確保についての点数の件でございますが、やはり、提案書の内容を見て審査をしている部分、あるいは、プレゼンを聞いて審査をさせていただいている部分、両方においても地元雇用というのを積極的にしていくという記載もあったり、提案もありましたので、この辺で差がついたという感じでございます。

あと、類似施設の運用実績等も判定基準に入ってきますので、やはり駐車場、 駐輪場についての実績を高く評価してい る内容も含まれております。

- ○木村勝彦委員長 上村委員。
- ○上村高義委員 そうしたら最後になり ますけども、もともと指定管理制度導入 に当たっては、住民サービスの向上と経 費の縮減を図る、これが指定管理制度導 入の最大の目的なので、それに願った形 で今回、経費削減を図るべく、このアマ ノマネジメントサービスに決めようとし ているということでございます。今の説 明の中では、来年度予算については縮減 が図れるのではないかという方向性も出 ていましたので、実際、これは予算が出 た段階で、我々が質疑を行いますけども、 方向性はそういう方向性だということで あります。そういった意味で、ぜひ、こ の指定管理者制度導入の目的に合った形 で、このことを実現していただきますよ うに要望しておきたいと思います。
- ○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。 弘委員。
- ○弘豊委員 私のほうからも幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

今、委員それぞれからご質問もあって、 答弁も聞かせていただいた中で、一応、 確認しておきたいんですけれども、最初 に議案第71号、72号にかかわって、 今、シルバー人材センターの方が仕事さ れている人数を、先ほどお答えいただい たんですけど、モノレールの2駅、摂津 駅、南摂津駅の自動車、自転車駐車場で、 11名から6名に変わるという答弁でし た。また、阪急摂津市駅とJR千里丘駅 東のほうが3名から4名にということで、 これが正しいのかどうか、もう一度、確 認のため、聞かせていただきたいと思い ます。

それから、改めて幾つか聞いておきた いんですが、指定管理者制度にかかわっ て、昨日の本会議での野口議員の質疑に もあったように、もちろん市民サービス の向上、経費の縮減、そうした大きな目 的があるんですけれども、でも、そうし た中で、取り組まれる中での問題点をそ の後、総務省から是正しないといけない というようなことでの通知が出されたと いうことで、例えば、働く人の労働条件、 雇用の実態の問題とかで、偽装請負のよ うなことが起きていたり、官製ワーキン グプアが言われれるような、公の仕事を しているのに、仕事をしても食べていけ ないような実態があるんじゃないかと、 そういったことの中での総務省から是正 の通知が出たのだというふうに私は思っ ているんですけども、そうした点から問 題はないのかというようなことが、この プレゼンの審査の中でもやられていかな ければならないと思っているんです。

今回、議案第71号、72号それぞれ、 選定基準のところで、「施設の効用を最 大限に発揮し、管理経費の縮減が図られ ること」というのも含めていたんですけ れども、ここが100点満点中で言えば 50点ということで、半分を占めており ます。

一方で、「市民の平等な利用が確保されていること」は10点、その他、「地元雇用機会拡大」等については10点というふうなことで、随分と位置づけが小さいと思うんですけれども、そこのあたり、どのようにご認識されているのかというようなことをお聞きしておきたいと思います。

それと、議案第71号と72号、これも続けてなんですけれども、選定に立ち会った選定委員の数が、同じ日にやられているにもかかわらず減っています。モノレール駅のほうにかかわっては、選定委員6人の内、5人でプレゼンを聞かれ

て、選定点数もつけられていますけれど も、一方で、摂津市駅、それから、JR 千里丘駅東の自転車駐車場では、4人の 方ということで、さらに人数が減ってい ます。そういった中で、結果としては、 点数の開きの中で影響はなかったのかな というふうにも思うんです。ただ、それ ぞれやっぱり内容については違った提案 も出されているというふうにも思います し、そういった点では、人数が減ってお られるというふうな、そこの点、この理 由もお聞かせいただいて、また、どの方 が抜けられたというようなことについて も、結果の中に影響を与えてこないのか なというふうにも思いますので、教えて いただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、中身の、今後の管 理体制の点で、変わっていく点もあるん じゃないかということで、これは以前の 債務負担行為があがってきた段階で一度、 お聞かせいただいたことがあったんです けれども、議案第72号の件になります けれども、阪急摂津市駅とJR千里丘東 自転車駐車場の分を今回、一体で指定さ れています。千里丘駅のところは無人の 管理でということもおっしゃっていたと 思います。そして、これまでだったら定 期利用の際の申し込み受付はフォルテ摂 津のところで一緒にやられていたという ふうに聞いているんですが、その点、今 度、管理が阪急摂津市駅のほうに切りか わる、アマノマネジメントサービスになっ たら、そっちまで行かないといけないの かというようなことを聞いたときには、 そうじゃなくて、千里丘駅でできるよう にしますよというふうなことでお答えい ただいたと思うんですが、そこのところ の体制、人の配置みたいなところが一体 どうなるのか、事務的な手続の点、これ について再度、お聞かせいただきたいな

というふうに思います。

最後、もう一つ、シルバー人材センター の雇用のことが先ほど来から議論になっ ていますけれども、一方でアマノマネジ メントサービスの職員配置として、どう いった職員がここの管理にかかわられる のか、本社は横浜の港北区ということで、 説明がありましたけれども、大阪の事務 所がどこにあるのかや、トラブルがあっ たときに、シルバー人材センターの方で 応対できるのかどうかというようなこと ももちろんありますから、職員に駆けつ けてもらわないといけないような、そう いうふうなことも出てくると思うんです けれども、そうしたときの体制の問題、 職員の事務所や体制とかいうようなこと についてお聞かせいただきたいと思いま す。

○木村勝彦委員長 永田道路交通課長。 ○永田道路交通課長 それでは、弘委員 の質問にお答えいたします。まず、1点 目のシルバー人材センターの雇用人数に ついてでございますが、千里丘駅東、摂 津市駅前第1自転車駐車場、第2自転車 駐車場については4名雇用しています。 その中でシルバー人材センターが3名、 その他1名はシルバー人材センターでは ない、市内在住の方ということでござい ます。

それから、続きましての、モノレール 駅前の分につきましては、市内在住の雇 用者が全員で11名ということでござい ます。

続きまして、千里丘駅東の定期の場所、 体制についてでございますが、現在はフォルテ摂津の地下で定期の手続関係をしていますが、今後はフォルテ摂津と切り離す関係上、今、検討しているのは、千里丘駅東に定期利用の更新機を設置する予定でございます。それと、あと、初回の 定期更新については、看板を設けて連絡 先を書かせていただいて、はがきでの通 知だとか、そういった対応を今、検討し ているところです。

体制について、千里丘駅東については、 そのような体制で効果的な施設にしてい きたいと考えております。

次、アマノマネジメントサービスの正 職の配置についてでございますが、全て が機械に変わるというわけではございま せんので、阪急摂津市駅前、あるいは、 モノレール駅前についても人員配置はし ていく予定です。それと、機械について も、カメラつきの券売機ということを聞 いており、その辺のセキュリティ面につ いても集中管理で行う予定と聞いており ますので、そういう対応で市民サービス の向上につなげていきたいと考えていま す。

○木村勝彦委員長 藤井土木下水道部長。 ○藤井土木下水道部長 聞かれている内 容はお配りいたしました「指定管理者公 募者の選定について」という報告書の中 からかと思います。これは、政策推進課 が所管しておりまして、議案第71号、 72号に関するプレゼンテーションを受 けた委員については私も入っています。 しかし、自分以外の委員をどのような形 で選定されているのか、外部委員が2名 おられるわけですが、そのうちの外部委 員の方が、私も参加しましたのでわかっ ているわけなんですが、1名の方は来ら れていませんでした。議案第71号の摂 津市立モノレール駅自転車、自動車駐車 場につきましては、ここに書いています ように、選定委員は5名で採点したと。 議案第72号の方につきましては選定委 員が4名だったと。この違いはなぜかと いうのは私どもでは把握しておりません ので、ご容赦願いたいと思います。

もう一点、先ほどの配点の話ですが、 確かに100点に換算した内訳で、「市 民の平等な利用が確保されていること」 が10点、「施設の効用を最大限に発揮 し、管理経費の縮減が図られること」が 50点、それから、「事業計画に沿った 管理を安定して行う能力があること」が 30点で、4番の「その他」で地元雇用 機会拡大等が10点と、この配分につい ても、政策推進課の所管ですので、ご容 赦願いたい。

- ○木村勝彦委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 2回目の質問をさせていた だきたいと思います。

議案第71号の方で、実際に、今のモノレール駅でありましたら、モノレール 摂津駅、それから、南摂津駅前のそういったところに人がいると認識しているんですけれども、そこのところが、一部、機械式に変わるということで、人が減っていくということでした。

それから、議案第72号の阪急摂津市駅のほうについては藤浦委員に対する答弁ではシルバー人材センターの方の人数のみを答えられたので3名ということで、全体としては4名から4名で、特に人数が減るというようなことですね。最初は3名が4名になるとおっしゃっていたように受け取ったのですが、ここのところは人員が減ることはないと受けとめておけばいいわけですか。これは確認のために再度、お答えいただきたいというふうに思います。

それから、アマノマネジメントサービスの職員については、集中管理の関係で、機械の事故や更新については人が来るのかということを聞いたんですけども、常時、こちらにも詰めておられるというふうなことなのかどうか、もう一度、聞かせていただきたいのと、事務所というの

が、大阪ではどこにあって、どこからやってこられるのかということについてもも う一度、お答えいただきたいと思います。

それから、JR千里丘駅東の自転車駐車場の関係ですけれども、これは定期更新機というのを後々つけていくというふうなことになったとしても、当然、これがすぐつくのかといったら、そうじゃないようにも思いますが、初回は、連絡のとり方として、看板をつけてするだとか、また、はがきを送るということで答弁されましたけれども、初回は阪急摂津市駅の方まで行ってやらないといけないのかと感じたんですが、この辺について、もう一度、お答えいただければというふうに思います。

あと、選定委員の関係なんですけれど も、選定委員6人の内、モノレール駅前 の自動車、自転車駐車場のときには5人 いたけれども、その後の摂津市駅、それ から、千里丘東の自転車駐車場の選定の ときにはもう1人抜けられて4人という ことで、そうした体制でやられているわ けです。指定管理者制度にかかわっては、 先ほど来言っていたように、いろんな市 民サービス、コストの面、それから、そ こで働く人の労働環境の面ももちろんあ りますけども、選定の公平性であります とか、透明性でありますとか、そうした ものがきちんと図られないといけないと いうふうに、以前、図書館の指定管理の 件のときにもいろいろと議論があったと いうふうに私は思うんです。

それで、今回の件、例えば、モノレール駅前の自動車と自転車駐車場の件にしても、A団体でいいましたら、選定基準の1、「市民の平等な利用が確保されていること」とか、選定基準の3の「事業計画に沿った管理を安定して行う能力があること」という点では、選ばれている

会社よりも高い点数をとっています。選 定基準2番の「施設の効用を最大限に発 揮し、管理経費の縮減が図られること」 という点で大きく差が開いて、結果、ア マノマネジメントサービスになったとい 思うんですけれども、そこらあたりの基 準をやっぱり見きわめていくというふう な点でいったら、この選定委員のうち1 人が抜けられているというようなことも、 市の職員が、幹部の皆さんがその辺はチェッ クもされているというふうにはもちろん 思うんですけれども、本当にいいのかな というふうにも思いましたし、それから、 もう一つの千里丘東と阪急摂津市駅の自 転車駐車場ところ、ここのところを選ぶ に当たっては4人でやられていて、ここ の点では、選定基準の2番というような ところでは、大きな開きはないわけです。 同じ会社がとるにしても、随分とその辺 のところでは差があると思います。そう した点で、やはりもう一度、このあたり がどうだったのかというようなことをお 聞かせ願いたいというふうに思います。 ○木村勝彦委員長 委員の人数の問題や、 委員の選定の問題は所管としては総務常 任委員会の所管になりますので、先ほど、 藤井土木下水道部長のほうからも、なぜ 5名と4名になったかということはここ ではわかりませんという答弁がありまし た。そういう点では、選定委員会自体の あり方にかかわる問題は総務常任委員会 の所管で建設常任委員会の所管外になる ので、建設常任委員会の所管として答え られる範囲内で答弁をお願いします。

永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 阪急摂津市駅前自 転車駐車場の人員の増減の内容であった かと思いますが、それについては、あく までも見込みではございますが、増減は ないと見込んでおります。 それから、アマノマネジメントサービスの体制についてなんですが、これについては、今後、もっと詳細に話を詰めていきたいと思っておりますけども、問題なく体制は整えているという感覚でおります。

それから、千里丘駅東自転車駐車場に ついてなんですが、初回は、阪急摂津市 駅まで行くとなったら距離も離れている ということで、看板掲示によって、市民 にお伝えして、はがきによって連絡をとっ て、進めていきたいと思っています。

それから、今、定期利用については、 多数並んでいる、順番待ちの方もおられ ますので、その辺のリストも把握してお りますので、そのあたりは市民に不便の ないような形でいける体制かと考えてお ります。

それから、選定についてなんですが、 やはり審査項目としては多数ありますの で、例えば、関係法令を遵守しているか だとか、あるいは、市の施政方針を理解 しているかだとか、あるいは、利用者の ニーズの把握がされているのかだとか、 それ以外に、コスト面だとか、いろいろ 項目がありますので、その中で全体とし て判断して採点をつけているような次第 でございます。

○木村勝彦委員長 藤井士木下水道部長。 ○藤井土木下水道部長 今、担当課長が 申し上げたわけなんですが、何回も申し 上げますように、どうしてこういう項目 を決めたかということについては、所管 課は道路交通課ではございません。です ので、道路交通課のほうでは、把握して いません。

あと、おっしゃるように、議案第71号に該当する内容で、選定基準1番の「市民の平等な利用が確保されていること」につきましては、アマノマネジメン

トサービスは32点で、A団体が39点と。このことに関しましては確かに、この部分はA団体のほうが得点は高いと。

ただ、今、担当が申し上げましたように、中でも細部にわたっての審査項目がございます。どういうふうな項目で、どう点数が配点されたかというのは、私も一委員ではございますが、どの委員の方がどういうふうに採点されたかというのは私ですら、わからない部分がございますので、お答えしかねます。

- ○木村勝彦委員長 押部課長代理。
- ○押部道路交通課長代理 1点答弁が抜けておりました。

千里丘駅東自転車駐車場等の定期更新機の関係ですけれども、基本的に現行の指定管理者との事前引き継ぎの中で、4月から更新機を設置して、利用していただけるような形で、今、現行、調整を図っております。これは、千里丘駅東自転車駐車場だけではなくて、南摂津駅等につきましても同じような状況で、4月1日から更新機の利用が可能な形で引き継ぎ等の処理を今、させていただいております。

- ○木村勝彦委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 いろいろと今回、自転車、 自動車駐車場の関係では、これまでの委 員会の記録等も見ていましたけれども、 やっぱりコストを下げていくというよう なことが大事だということももちろん言 われております。

そんな中で、私が前回、ここで働く人の声も大事じゃないかということも提案し、また、市民サービスももちろんこれによって低下するようなことがあってはならないということで、先ほど千里丘駅東自転車駐車場の定期の更新についてというようなことも言ってきているわけなんですけれども、今回、大きく市民サー

ビスの後退というようなことにはならないということで、4月には定期更新機がつくられる。ただ、初回の申し込みはそれでも摂津市駅まで行ってもらわないといけないということだというふうに思うんですが、この千里丘駅東自転車駐車場の部分が、JR千里丘駅のところと一体の管理にしておけば、そういったことも出てこなかったんじゃないかなというふうなことも思ったりしますし、今回、こうした部分についてはやっぱり疑問が残ると思っております。

それから、機械管理が導入されて、どんどんそういう流れになっていくにつれて、そこで働く人の総数はどうしても減っていくということになってくるかとになっては感じたれでは感じたれども、そうした中で、新しくというに、先ほどからの流れでは感じた中で、新した中で、新した中で、新した中で、新した中で、新した中で、新した中で、新した中で、新りとのと思いますし、先ほどのと思いますということが、駐輪場、駐車場に連絡先は表示されると思うんですはい。

最後、選定にかかわってですけれども、 今、いろいろと選定基準の中身について も、それから、選定委員のことについて も、これは所管外だというふうにおっしゃ られるわけでありますけれども、各常任 委員会に、今回、40施設に及ぶ指定管 理者指定の件が付託されて審査がしてい くんですけれども、どこで審査していく のかということになってくるんじゃない かと思います。

そういった点では、今の答弁では少し 納得できない部分もあるんですけども、 その点、最後、部長に選定基準の配点も、 もちろん決めたのは政策推進課かもしれませんけども、担当課のほうから声を上げていくというようなこともあったのか、どれも政策推進課の独断で決められるようなことだったのかということを聞かせてください。

○木村勝彦委員長 やっぱり摂津市議会 が4つの常任委員会を設置しているとい うことは、それぞれ専門分野について、 専門的に取り組んでもらうということで、 所管に分けて委員会をしているわけやか ら、今、弘委員のおっしゃることも一つ やけど、やっぱり所管としての範疇は守っ ていかんと、全体にかかわる部分を網羅 的に質問するのはいいけれども、例えば、 選定委員の問題なんかはまさに選定委員 会自体のあり方にかかわる問題やから、 そういう点では所管が違うから、その辺 のことについて、なぜ常任委員会を4つ に分けてやっているか、専門的に取り組 んでもらおうということでやっているん やから、その辺のことを踏まえて質疑応 答をしてもらいたいと思います。そのこ とを踏まえて、可能な範囲で答弁してく ださい。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 今回、先日の本会議のほうで、総務部長のほうから総務部の所管の前に、提案理由として一括で、経緯が説明されたかと思います。その内容に私は全て網羅されているというような形で考えております。

ですので、確かに、選定委員を選ぶ基準等につきましても、全て幹部といいますか、そういうような中で、総務関係の中で決めていかれた。

所管している部長は、所管する選定の ことに関してだけ参加すると、こういう ような決定事項でございまして、人数で 申し上げますと、固定で5名の方がおら れまして、この固定の5名の方にプラス 所管部長が入っているということで、最 大6名の委員でやっていくと。

その中で、きのうも市長のほうからも 答弁があったかと思いますが、公募され て、それに対する審査をする中で、委員 の中で利害関係のある方は除かれると。 こういうようなことも答弁もありました ように、利害関係のある方については、 選定委員から外れていくというようなことで4名であったり、5名であったりと いうようなことでばらついておるという ふうな形で認識しております。

この辺について、先ほどもありましたように、今回、土木下水道部の所管している部分では、議案第71号、72号の中でも5名と4名というような違いがあって、それでもいいのかというようなことが確かにあったかと思いますが、事実上、なぜ抜けられたかというのは、私のほうでは把握できていない。これは正直な話です。私にも説明はございませんでしたので、今回は4名でありますというようなことでした。そういったことでございます。

あと、そうしたら、担当課に、何かそういうふうなことの相談があったのかと申し上げますと、1つは、今回、分かれておりますような、議案第71号と72号の2つに分かれた公募をしたと。こうい方との表すの内容の枠組みについが表すのは担当課のほうで考えて、そのりますが、名間というふうに考えております。の木村勝彦委員長 永田道路交通課長 アマイジメ 常野 はしません。ただ、そういった連絡体に関係を記載するだとか、あるいは、ネットワークを組んでの対応だとか、

そういうのはとっていく予定でございます。

- ○木村勝彦委員長 暫時休憩します。(午前11時15分 休憩)(午前11時18分 再開)
- ○木村勝彦委員長 再開します。 永田道路交通課長。
- ○永田道路交通課長 それでは、緊急体制についてなんですが、まず、横浜、広島にサポートセンターというのがございまして、そこへ連絡がいった後、提携している警備会社がありまして、それが鳥飼上にありまして、そこの警備会社のほうから現場へ駆けつけるという体制になっております。
- ○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○木村勝彦委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩) (午前11時21分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。議案第63号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

藤浦委員。

- ○藤浦雅彦委員 この議案第63号の補正予算ですが、主には人件費と、それから、起債の繰上償還ということになっていますが、この繰上償還が当初ではなく、補正でやられるということも含めて説明をしていただきたいと思うんです。
- ○木村勝彦委員長 石川参事。
- ○石川土木下水道部参事 当初の段階で 繰上償還するかどうかは決まっていなかっ たということで、補正になったわけなん ですけども、財政課のほうからは、本市 の実質公債費比率が、府下平均を1%程

度上回るというようなことから、市の起 債残高をできるだけ減らしていく、特に 下水特会の起債残高が一般会計を上回る ような額でございますので、特会分を減 らしたということで、大阪府との交渉を 財政課のほうがされて、今の時点で繰上 償還が認められたということだと理解し ております。

- ○木村勝彦委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 繰上償還が認められた ということで、今度は一般会計から繰り 入れをして、償還しているということに なりますが、どういうふうに理解したら いいんでしょうか。一般会計から繰り入 れしたということを含めて、もう一度、 説明をお願いします。
- ○木村勝彦委員長 石川参事。
- 〇石川土木下水道部参事 繰上償還する 起債というのは雨水整備分、汚水整備分 がございまして、基本から言えば、雨水 が一般会計、汚水については使用料で繰 上償還をするということになろうかと思 いますけども、下水道使用料につきまし ては、下半期どうなるか、不透明な部分 がございますし、今の時点で繰上償還に 充てれるような使用料の増加は見込まれ ない状態でございます。このため、現時 点では、一般会計により繰上償還の財源 としていただいているということでござ います。

最終的に使用料がふえて、繰上償還の 汚水分について、使用料を財源として充 てれるということになれば、それは調整 をさせていただきます。汚水分について は使用料を充てていくということになり ます。

- ○木村勝彦委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 理解はするところでは ありますけど、問題の根本は、下水道事 業の起債がまだ多額に残っていることが

大きな原因だと思いますので、これはいつも申し上げますが、とにかく平準化債を毎年発行されている関係で、償還額も全然、減らないという事態がずっと続いていきますし、これから、総額は減るにもかかわらず、償還額は減らず、ふえていくという事態になっていきますので、先々、計画を立ていただいて、できれば、中長期的な計画をしっかり立てていただきながら対処していただきたいということを、これはお願いしておきたいと思います。

○木村勝彦委員長 ほかに。上村委員。

○上村高義委員 確認という意味でお聞きしますけども、今回、繰上償還する一方で、平準化債でお金を借りているということ、そのことの関係が理解しにくいんですけども、一方ではお金を返す、一方ではお金を借りる。このバランスが非常に大事だと思うんですけども、そこらあたりの考え方はどうなっているのかということで、お答え願います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 今回、繰上償還します府貸分でございますけども、これは年利率が3.85%のものを繰上償還するということでございます。平準化債につきましては、現在、1.1%になっておりますので、そういったところから、高利率のものは繰上償還をしていくと。平準化債については利率が低いので、借り入れる。利子負担という点でメリットがあると考えております。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。議案第91号の審査を行います。補足説明を求めます。

渡辺水道部長。

○渡辺水道部長 議案第91号、摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明をさせていただきます。

本条例の改正内容につきましては、公 共下水道の使用料、及び、水道料金等に 対する消費税の転嫁によるものでござい ます。

議案参考資料、条例関係の23ページ をお開きいただきたいと思います。

摂津市下水道条例の一部でございますが、第17条の中、100分の105を、100分の108に改めるものでございます。

次に議案参考資料、条例関係の24ページ、25ページをごらんいただきたいと 思います。

摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部でございますが、第25条、第28条の3第1項、及び、別表第2の備考2の中、100分の105を100分の108に改めるものでございます。

議案第91号の附則をごらんいただき たいと思います。

附則の第1項では、この条例は平成2 6年4月1日から施行するものでございます。

第2項と第3項では、摂津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置でございます。内容といたしまして、公共下水道の使用料で、施行目前から継続して使用している方の4月1日以降の最初の検針分は、従前の100分の105で算定するというものでございます。

第4項以下は、摂津市水道事業の給水 等に関する条例の一部改正に伴う経過措 置でございます。

第4項と第5項では、水道料金で、施行目前から継続して使用している方につきまして、4月1日以降の最初の検針分は、従前の100分の105で算定するというものでございます。

第6項では、納付金に関する経過措置で、第7項では、設計手数料に関する経過措置でございます。施行日はいずれも平成26年4月1日以降について適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、摂津市 下水道条例及び摂津市水道事業の給水等 に関する条例の一部改正の内容の補足説 明とさせていただきます。よろしくお願 いします。

- ○木村勝彦委員長 説明が終わりました。 質疑のある方はどうぞ。 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 消費税率が8%に上が ることに伴って、転嫁するということは、 これは当然のことになるわけですけども、 1つは先ほど、ご説明がありましたけど も、最初の検針のとき、4月を超えて1 回目の検針は100分の105に据え置 くということで、次の検針から100分 の108にするということです。恐らく、 切りかえの都合上の問題があるんだろう と思いますけど、その辺、詳しく、こう いう理由で、こういうふうに切りかえて いくんですという説明をお願いしたいの と、それから、もう一つ、当然、消費税 が上がりますから、下水道使用料、水道 料金等も上がるということですけど、下 水道使用料、水道料金等も上がりますよ という周知は必要だと思うんです。これ は市民にどのような形で周知をされよう としているのかを教えてください。

- ○木村勝彦委員長 豊田水道部次長。
- ○豊田水道部次長 それでは、藤浦委員の1点目の質問に関しまして、私からご答弁させていただきたいと思います。

4月1日以降の第1回目の検針につきましては、これは大もとの法律が国のほうの法律でございまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律というのがございまして、その中の改正附則の中で、経過措置を定めていただいておりまして、私どももその法に伴いまして、経過措置を定めさせていただいているところでございます。

その中で、4月1日という施行日がありまして、前後して使用されるということがございますので、1回目の検針日につきましては、3月中の使用があるということで、従前の5%の税率でするということで、私どもも附則のほうでうたわさせてもらったということでございます。
○木村勝彦委員長 小明営業課長。

- ○小明営業課長 それでは、2点目の周知の仕方という点でございますけど、今、考えているのは、広報に掲載、それとホームページでのお知らせ、それと、料金改定のときにもそうだったんですが、市民の皆さんに配っている早見表を広報と一緒に全戸配布と。それから、市外のお客様については郵送で送らせていただこうと考えております。
- ○木村勝彦委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 市民に対する周知につきましては、おっしゃっていただきました。できるだけ丁寧に、わかりやすくしていただきますことをお願いしておきたいと思います。

それから、国の法律に沿って変えてい くということでございますけども、これ は初歩的なことなので、勘違いがあるか もわかりませんが、検針は偶数月と奇数 月とがありますね。ということは、片方 は1か月だけが5%の消費税、片側は2 か月が5%の消費税ということになりは しないのかと思うんですが、そうすると、 料金で不公平が生じるようなことにはな らないのか、一度、ご答弁をお願いいた します。

- ○木村勝彦委員長 小明営業課長。
- ○小明営業課長 今のご質問ですが、摂津市の場合、奇数月、偶数月の検針がありまして、今回、4月1日施行日を挟みます分につきましては、偶数月が2月から4月、2月検針です。それから、奇数月が3月から5月ということで、ともにその期間が5%の適用ということになってまいりますので、不公平は生じてこないかと考えております。
- ○木村勝彦委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 片方は4月分だけが5%で、片方は4月と5月が5%になりませんか。
- ○木村勝彦委員長 暫時休憩します。(午前11時37分 休憩)(午前11時39分 再開)
- ○木村勝彦委員長 再開します。豊田水道部次長。
- ○豊田水道部次長 私のほうから、藤浦 委員のご質問に対してご答弁させていた だきたいと思います。

藤浦委員がおっしゃるような点もあろうかと思いますけども、先ほども私のほうからご答弁させていただきましたように、国の改正附則に沿ってさせていただいておりまして、その中では2か月検針ということがございます。どうしても施行日をまたぐような使用者がいまして、その方につきましては、改正附則の中で経過措置を定めていただいておりまして、4月中の検針につきましては、従前とお

り組んでいくと。4月を超えた分につきましても、改正附則で月割りによってするというふうになっているんですけども、結論的に言いますと、その分につきましても、従前の税率で計算させていただくような形になっておりますので、4月1日施行日以降の第1回目の検針日に係ります料金の計算につきましては、全て税額5%でさせていただくようになっておりますので、ご理解のほうを願いたいと思います。

- ○木村勝彦委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 僕が理解しても、市民 の皆さんがそれで理解しなかったらあか んと思うんですけど。それはなかなか難 しい話だと思うんです。何でそんな不公 平を感じる規定になるのかと思うんですけど。これは下水道使用料、水道料金等 も同じ考え方ですよね。細かいことを言う人は言うと思います、僕はそう思います。やっぱりそういうことを言う人はいるので、それをどうするか一遍考えてみてください。
- ○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。 弘委員。
- ○弘豊委員 今回、議案第91号は、国が決めた法にのっとって、消費税について市も条例を改正せざるを得ないというふうな、そういうようなことかというふうに思うわけですけれども、先ほど、この消費税の増税については、おかしいというふうに思っています。下水道使用料の中で納めていただいて、それをまた税としてあげていくというふうな流れてあるわけですけれども、私は、そうした中で、以前から、使用料を決める上で、

何らかの引き下げができないのかというようなことも言ってまいりました。そういった意味では、今回の条例改定とあわせて、何らかの検討がされてこなかったかというようなことについて、聞いておきたいというふうに思います。

- ○木村勝彦委員長 豊田水道部次長。
- ○豊田水道部次長 それでは、私から弘 委員のご質問にご答弁させていただきた いと思います。

今、おっしゃられましたように、使用 料自体、消費税5%から8%に変わると いうことで、上げさせていただくような 形になります。また、同時に、私ども、 経営する側といたしまして、当然のこと ながら、費用が発生します。それにつき まして、5%から8%で支払うというこ とになります。そういった面では、収支 全て均衡させていただいているというこ とでございます。そういう点から考えま すと、どうしても消費税を抜いた形での 経営を立てていくというような形になり ますので、従前からご説明させていただ いておりますように、抜本的な値下げと いう形での改正というのは現状では難し いものと考えております。

- ○木村勝彦委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 今回、消費税分が5%から8%へ、その差の3%、それをそのまま上げないということができないのは言われるとおりなのかもしれません。

ただ、どうにか市民の方の負担軽減に、 また、決算審査の委員会での議論にもありましたように、市内企業、事業所なんかでも本当に倒産の危機にさらされているところもあるわけであります。

そうした現状をしっかりと見ていただいて、今回、この消費税が社会保障の安定財源確保のためというような、そんな法律で言われていますけれども、それで

社会保障が本当によくなるのかという見通しも、今、行われている国会の中を見ていましたら、そこは大きな不安になっております。

私はそういった意味では、やはり今回 のこの中身だけではなかなか納得できな い、賛成できないというふうなことを申 し上げて、私のほうからは以上とさせて いただきます。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩) (午前11時47分 再開)

○木村勝彦委員長 再開します。

議案第61号の審査を行います。本件 については補足説明を省略し、質疑に入 ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 質疑なしと認め、質 疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩) (午前11時50分 再開)

○木村勝彦委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 討論なしと認め、採 決をします。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。 (挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第71号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は可決することに決定しました。

議案第72号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 しました。

議案第91号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 木 村 勝 彦

建設常任委員 野原 修